

令和元年 7 月 1 日

被保険者 各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

平素は当組合の事務運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在交付している方の限度額認定証等の有効期限は、令和元年 7 月 31 日です。8 月以降も引き続き必要な方は、所属支部で更新の手続きをお願いします。(様式 31 号)

なお、令和元年 8 月申請分から、マイナンバーを利用した情報連携により税情報の取得が可能となったため、限度額認定証等の申請において所得関係書類の添付を省略します。(※税情報を取得できない場合があります。) 詳しくは、所属支部までお問い合わせください。

また、現在ご使用の限度額認定証等は、有効期限まで使用していただき、所属支部へ返還いただきますようお願いいたします。